

## 第二種感染症指定医療機関の感染症病床増床に係る 基準病床数の変更について

### 1 趣旨

これまで富山医療圏では第一種感染症指定医療機関である県立中央病院（感染症病床 2 床）及び第二種感染症指定医療機関である富山市民病院（同 6 床）を整備し、感染症患者への対応に備えてきた。

しかし、令和 2 年 4 月以降、新型コロナウイルス感染症の急速なまん延により、感染者を収容する医療機関の病床が大幅に不足したことや、小児や妊婦、精神疾患や難病等の感染者の収容が必要となった場合、専門的な医療と感染症への対応が同時に必要になることから、高度の専門的な医療を行う体制を有する県内唯一の特定機能病院である富山大学附属病院を新たに第二種感染症指定医療機関として指定（R2. 5. 28）したところである。（同 1 床）

県内における新型コロナウイルス感染症患者は、富山医療圏で県全体の 6 割弱を占めており、富山医療圏での感染症患者への対応を行う体制をさらに強化する必要がある。

このため、第二種感染症指定医療機関である富山大学附属病院の感染症病床を増床し、感染症患者への対応強化を図る。

### 2 感染症病床の基準病床数の変更（案）

現行	変更後
2 3 床	2 5 床

国立大学法人富山大学附属病院（第 2 種感染症病床 1 床→3 床）

<参考>

○県内の感染症指定医療機関の指定状況

(1) 第一種感染症指定医療機関

- ・肺ペストやエボラ出血熱等の一類感染症等に対応するため、接触感染、飛沫感染に加え空気感染対策の設備を整えた施設
- ・国の配置基準では、原則として都道府県に1か所（病床数は原則として2病床）

医療機関名	県立中央病院
指定病床数	2

(2) 第二種感染症指定医療機関

- ・MERS や SARS 等の二類感染症に対応するため、接触感染、飛沫感染対策の設備を整えた施設
- ・国の配置基準では、各医療圏に原則として1か所、各医療圏の人口を勘案して必要な病床数を確保

医療圏	新川医療圏	富山医療圏	高岡医療圏	砺波医療圏	合計	
医療機関名	黒部市民病院	富山市民病院	富山大学病院	高岡市民病院	市立砺波総合病院	
指定病床数	4	6	1	6	4	21

※配置基準を超えて今回の指定を行うことについては厚労省と調整済み

○第二種感染症指定医療機関の施設基準（指定要件）

病室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前室又は居室と区分できる踏込を有する個室</li> <li>・トイレ、シャワーの設置（病室内又は隣接）</li> <li>・病室及びトイレに手洗い設備を有する</li> <li>・排水を適切に処理できる設備（汚水処理槽の設置など）</li> <li>・逆流防止機能を有する給水給湯設備</li> <li>・陰圧対応、単独排気設備が望ましい</li> <li>・病室床面積 15m<sup>2</sup>以上、天井高 2.4m以上が望ましい など</li> </ul>
病院設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の医療の経験を有する医師が勤務</li> <li>・微生物学的検査の結果が迅速に得られる</li> <li>・重症の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保</li> <li>・院内感染対策委員会の設置 など</li> </ul>